

別添 4

別紙 2 8 注加算コードと注加算通番

- 1 「注加算コード」は、当該注加算が加算対象基本項目に対して算定可能であるか確認するためのフラグである。
  - ・ 基本項目と加算項目の注加算コードが一致する場合、算定可能な注加算と判断する。
  - ・ 基本項目と加算項目の注加算コードが一致しない場合、算定不可能な注加算と判断する。
- 2 「注加算通番」は、同種類の注加算の重複算定を確認するためのフラグである。
  - ・ 同一基本項目に対する注加算の中に同一値の注加算通番がない場合、同時算定可能な注加算と判断する。
  - ・ 同一基本項目に対する注加算の中に同一値の注加算通番がある場合、同時算定不可能な注加算と判断する。

以下に例を示す。

調剤行為名称	注加算コード	注加算通番	備考
調剤料	0100	0	すべての調剤料コードについて、同一の注加算コードを付与し、注加算通番は「0」とする。
無菌製剤処理加算	0100	1	
麻薬加算	0100	2	
向精神薬加算	0100	2	
覚せい剤原料加算	0100	2	
毒薬加算	0100	2	
時間外加算（調剤料）	0100	3	
休日加算（調剤料）	0100	3	
深夜加算（調剤料）	0100	3	
時間外加算の特例（調剤料）	0100	3	
自家製剤加算、内服薬（錠剤等）	0100	4	自家製剤加算については、予製剤、特別乳幼児用製剤を含め、すべて同一の注加算通番とする。
自家製剤加算、予製剤、内服（錠剤等）	0100	4	
自家製剤加算、……	0100	4	
計量混合調剤加算	0100	4	計量混合調剤加算については、予製剤、特別乳幼児用製剤を含め、すべて同一の注加算通番とする。
計量混合調剤加算、予製剤	0100	4	
後発医薬品調剤加算	0100	5	
嚥下困難者用製剤加算	0100	6	
一包化加算	0100	7	